

船舶の放置行為に罰則が適用されます！

河川法施行令改正〔平成26年4月1日〕により、プレジャーボートの適正管理を推進するための放置艇に関する禁止・罰則規定が設けられました。

【改正の概要】

- 河川区域内的の土地に船舶等を捨て又は**放置することを禁止**
(河川法施行令第16条の4第1項第2号イ)
- 上記に違反した者に対して**罰則を適用**
*** 罰則: 3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金**
(河川法施行令第59条第1項第2号)

【荒川水系荒川等における放置等の禁止の適用】

- 平成27年2月20日指定(放置等の禁止対象物:船舶)、**平成27年3月2日施行**

国土交通省 荒川上流河川事務所 占用調整課	TEL049-246-6358
西浦和出張所(荒川(笹目橋~太郎右衛門橋)・入間川)	TEL048-861-9129
熊谷出張所(荒川(太郎右衛門橋~上流))	TEL048-522-0612
入間川出張所(入間川、越辺川、小畔川)	TEL049-231-0458
越辺川出張所(越辺川、高麗川、都幾川)	TEL0493-34-3129

※区間等の詳細は、各出張所へお問い合わせください。